様式第1号 (第8条関係)

住宅支援給付支給申請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　私は、住宅支援給付の支給を受けたいので、必要書類を添えて　申請します。　　　申立事項について相違ありません。　　誓約事項及び同意事項について同意します。　　　　　　　出雲市長　　　様 |  |  |
|  (写真貼付) |
|  |
|  　　　　　　　　　　年　　月　　日 フリガナ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名 ㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　　　年　　月　　日 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　  |
| 申立事項 |
| １　2年以内に離職したこと。 |
|  | 離職時期 |  |  |
| 離職した事業所 |  |
| ２　離職前に主として世帯の生計を維持していたこと。 |
|  | 離職前の雇用状況等、世帯の生計を維持していた状況 |  |  |
| ３　次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること。（いずれか該当する方に記載）　(1) 住宅を喪失していること。  |
| 　 | 喪失した住宅の状況 | 喪失の時期 |  |  |
| 喪失住宅の住所 |  |
| 現在の状況 | 住宅喪失後の状況 |  |
| 現在の居所 |  |
| 　(2) 住宅を喪失するおそれがあること。 |
|  | 現在の住宅の状況 | 現在の住所 |  |  |
| 住宅の貸主等 |  |
| 現在の収入状況等、住宅喪失のおそれがある理由､状況等 |  |
| ４　申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の収入及び預貯金が次のとおりであること。 |
| 　　  |  |  申請者及び親族の状況 | 合計 |  |
| 氏名 |  |  |  |  |
| 続柄 | 本人 |  |  |  |
| 性別 |  |  |  |  |
| 生年月日 |  |  |  |  |
| 収入(月額) |  　　　円 |  円 |  円 |  円 |  円 |
| 預貯金 |  　 　　円 |  円 |  円 |  円 |  円 |
|  ※　収入が確実に推計できるときはその額を、変動あるときは収入の確定している直近3月間の平均月収入を記載する｡失業等給付､児童扶養手当等各種手当も合算する。 |

（裏面あり）

|  |
| --- |
| 誓約事項 |
| １　申請内容について偽りがあった場合、既に支給された給付の全額又は一部について返済する義務を負うこと。２　常用就職の意欲があり、常用就職に向けた就職活動を行うこと。　　具体的には、受給期間中、次の①から③までの活動を行うこと。　① 毎月2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること。　② 毎月4回以上、市の就労支援員等による面接等の支援を受けること。　③　原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること。３　申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。〔暴力団とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕 |
| 同意事項 |
| １　申請者の個人情報が、住宅支援給付の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、出雲市役所、出雲市福祉事務所、出雲公共職業安定所及び出雲市社会福祉協議会の間で相互利用されること。２　本給付は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込まれることにより、申請者に対する支給となること。３　本給付の支給決定後、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認することがあること。４　本給付の支給決定後、誓約事項2の就職活動を怠る場合、生活保護受給者等就労自立促進事業への参加又は支援の継続を正当な理由なく拒む場合、又は求職者支援制度による職業訓練の受講申込を正当な理由なく拒んだ場合は、支給が中止されること。５　支給決定後、住宅の貸主の責によらずに住宅から退去した場合、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合、申請者若しくは申請者と生計を一とする同居の親族が暴力団と判明した場合、又は申請者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、支給が中止されること。６　本給付の支給決定後、常用就職した(申請後の常用就職も含む。)ことにより、中止基準額(単身世帯の場合は84,000円に家賃額(住宅支援給付基準額が上限)を加えた額、2人世帯の場合は172,000円、3人以上の複数世帯の場合は172,000円に家賃額(住宅支援給付基準額が上限)を加えた額)を超える月収入が得られた場合は、支給が中止されること、また、常用就職及び就労収入の報告を怠った場合に支給を中止することができること。７　支給の決定又は実施のために必要があるときは、申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族(以下「申請者等」という。)の資産・収入・就労・居住の状況、暴力団員該当性の確認及び申請者の離職に関する確認につき、出雲市が官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、申請者若しくは申請者と生計を一とする同居の親族の雇主、その他関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めること。また、出雲市の調査嘱託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、申請者等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。 |
| 添付書類 |
| １　本人確認書類　：運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等のいずれかの写し　２　離職関係書類　：2年以内に離職したことが確認できる書類の写し　３　収入関係書類　：申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し４　預貯金関係書類：申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し |
| 追加提出書類 |
| １　求職申込み関係書類　：公共職業安定所から交付を受けた求職受付票２　入居(予定)住宅関係書類　(1) 住宅を喪失している者の場合　　　不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（様式第2号）　(2) 住宅を喪失するおそれのある者の場合　　　貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（様式第2号の2） |

（表面あり）